

# 森林関連情報のオープンデータ化等の取扱い に関するガイドライン

令和7年1月  
林野庁

## はじめに

森林簿及び森林計画図並びに空中写真、衛星画像及びレーザ測量等のリモートセンシングデータ（以下、まとめて「森林関連情報」という。）は、地方公共団体が自治事務として作成・取得し、公開又は提供しているものであるが、その内容や公開又は提供を行う範囲に違いがあるところである。

森林関連情報について、森林・林業基本計画（令和3年6月閣議決定）においては、レーザ測量や衛星画像等の活用を進め、森林資源情報の精度向上を図るとともに、都道府県ごとに導入している標準仕様に基づく森林クラウドに集積してその共有と高度利用を図り、さらには、施業集約化に取り組む者等に対して必要な情報提供を進めることとされているところである。

また、地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月18日閣議決定）やオープンデータ基本指針（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和6年7月5日改正）等に基づき、国、地方公共団体、民間企業等が一体となって地理空間情報の流通・利活用に向けてオープンデータ化を推進していくこととされている。<sup>1</sup>

こうした中、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により改正された個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）では、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人において、それぞれ異なる法令によって規定されていた個人情報保護に関する規律を、個人情報保護法に一本化して規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。

これらを踏まえ、林野庁では、令和5年10月から学識経験者、地方公共団体職員等で構成する「森林関連情報のオープンデータ化等に関する検討会」を開催し、個人情報保護の観点から踏まえた森林関連情報の公開・提供の在り方について検討を行ってきたところである。

本ガイドラインは、検討会での議論を踏まえ、地方公共団体が行う森林関連情報のオープンデータ化を含む第三者への公開又は提供（以下「オープンデータ化等」という。）に関する個人情報保護に関する事項について国として指針を示すこと及びオープンデータ化等を行う際の留意事項を示すことを目的とするものである。

なお、本件のうち個人情報に係る部分については、個人情報保護委員会事務局の助言を受けて作成したことを申し添える。

---

<sup>1</sup> オープンデータの定義については、オープンデータ基本指針において、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータとされている。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読（コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できること）に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの

## 1. 対象とする森林関連情報

本ガイドラインの対象とする森林関連情報は次のとおりとする。

(1) 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 154 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に示す森林簿及び第 4 に示す森林計画図

(2) 空中写真、衛星画像、レーザ測量等のリモートセンシングデータ及びそれらの加工情報

なお、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 191 条の 4 及び第 191 条の 5 の規定に基づき市町村が作成・公表することとされている林地台帳及び林地台帳地図については、同法等において、公表や第三者への提供の規定が定められていることから、本ガイドラインの対象としない。

## 2. 森林関連情報の個人情報該当性

### (1) 個人情報保護法上の個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの（個人情報保護法第 2 条第 1 項）とされている。<sup>2</sup>

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わないとされている。<sup>2</sup>

### (2) 森林関連情報の個人情報該当性

#### ① 森林簿<sup>3</sup>

森林簿には、多くの場合、森林所有者の氏名及び住所の記載があり、特定の個人（森林所有者）を識別することができることから個人情報に該当する。<sup>4</sup>

森林簿から森林所有者の氏名及び住所を削除したもの、又は上記の通例に関わらず、森林所有者の氏名及び住所がもとより記載されていない状態で作成されているもの（これらを便宜上「森林資源簿」と総称する。）については、単体では特定の個人（森林所有者）を識別することができる情報は含まれないものの、森林に関する樹種、林齢、材積等の個人の財産に関する情報や森林経営計画の作成の有無等の個人の契約に関する情報、すなわち、個人に関する情報が含まれている。

こうした中で、特定の個人（森林所有者）を識別することができる森林簿を保有する地方公共団体においては、当該森林簿が個人情報に該当することはもとより、森林所有者の氏名及び住所の記載のない森林資源簿についても、小班番号や地番等により森林簿と容易に照合することができることから、当該森林資源簿も個

<sup>2</sup> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和 4 年 1 月（令和 5 年 12 月一部改正）個人情報保護委員会）

<sup>3</sup> 本ガイドラインにおいて、単に「森林簿」とした場合には、森林所有者の氏名及び住所を含むものを指す。

<sup>4</sup> 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成 22 年 9 月（令和 5 年 6 月一部改訂）内閣官房）

人情報に該当すると考えられる。

一方、地方公共団体から提供された森林資源簿を利用する事業者等において、地方公共団体のように森林簿等の他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合には、当該森林資源簿を提供した地方公共団体における個人情報該当性の判断にかかわらず、当該事業者等においては、森林資源簿は個人情報に該当しないと考えられる。

## ② 森林計画図

森林計画図は、小班番号など個人の属性等の情報を含み、個人に関する情報に該当する。森林計画図と森林簿は小班番号等により容易に照合することができることから、森林簿を保有する地方公共団体においては、森林計画図は個人情報に該当すると考えられる。<sup>4</sup>

一方、地方公共団体から提供された森林計画図を利用する事業者等において、地方公共団体のように他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合（例えば、森林簿を保有しない場合や、森林資源簿のみを保有する場合）には、当該森林計画図を提供した地方公共団体における個人情報該当性の判断にかかわらず、当該事業者等においては、森林計画図に含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられる。<sup>4</sup>

なお、都道府県によっては、小班単位の設定が異なっており、複数の森林所有者の保有する森林をまとめて括り、一の小班としている場合がある。この場合、森林計画図のみを確認しただけでは、個々の森林所有者の保有する森林の位置を特定することができないものの、森林簿を保有する地方公共団体においては、個人情報である森林簿と容易に照合可能なものとして森林計画図も保有されていることになり、森林計画図が個人情報に該当するという点に変わりはないと考えられる。

## ③ 空中写真、衛星画像

測量用航空機を用いた空中写真撮影における現在の技術水準では、地上画素寸法 5 cm 程度の撮影がデジタル航空カメラを用いることにより可能となり、人影程度のものが識別できるため個人に関する情報が含まれる可能性があるが、人の顔の識別や自動車のナンバーの判読は困難であり、また、撮影時に記録される情報は、撮影諸元や空中写真の標定要素等、個人の特定には繋がらない情報のみであるため、通常は他の情報と照合した場合でも特定の個人を識別するには至らない。このため、現在の技術水準で撮影される空中写真は、通常は個人情報に該当しない。<sup>4</sup>

また、現在、提供されている商用衛星を含む衛星画像のうち、最も高い品質は 30cm 程度の分解能であり、撮影される情報には通常は個人に関する情報は含まれず、現在の技術水準で撮影される衛星画像は通常は個人情報に該当しない。<sup>4</sup>

一方、空中写真や衛星画像上に注記、地物等の情報を記載した「写真地図」を作成する場合において、空中写真や衛星画像上に記載する当該情報に個人の属性等の情報が含まれ、これが個人に関する情報に該当する場合は、土地の所有者等が判明する地図や図面を保有する地方公共団体や事業者等においては、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができることとなると考えられることから、当該写真地図は個人情報に該当すると考えられる。<sup>4</sup>

以上のことから、地方公共団体や事業者等での森林・林業関係業務における空中写真や衛星画像の活用において、画像そのものを活用するのみの場合には、空中写真や衛星画像は、個人情報に該当しないと考えられる。一方、地方公共団体や事業者等が空中写真や衛星画像から樹種等の情報を読み取った林相図等の加工情報（以下「空中写真等加工情報」という。）を作成した場合において、当該地方公共団体等が森林

簿・森林計画図等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合には、写真地図の整理と同様に、当該空中写真等加工情報は個人情報に該当すると考えられる。

なお、空中写真等加工情報を利用する事業者等において、地方公共団体のように森林簿・森林計画図等の他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合（例えば、森林簿を保有しない場合、森林資源簿のみを保有する場合）には、地方公共団体における個人情報該当性の判断にかかわらず、当該事業者等においては、空中写真等加工情報に含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられる。

#### ④ レーザ測量データ

##### (ア) 点群データ

点群データは、三次元測量で得られた三次元座標をもった点データの集合をいい、レーザ測量によって整備されることが一般的である。森林において実施されるレーザ測量については、主に、測量用航空機を用いる航空レーザ測量、無人航空機（UAV）を用いる UAV レーザ測量、地上設置型やバックパック型のスキャナを用いる地上レーザ測量がある。現在の測量技術により取得される点群データは、その点密度等を踏まえると、そのデータ単体で特定の個人を識別できる可能性は低いため、個人情報に該当する可能性は低いと考えられる。<sup>4</sup>

一方、レーザ測量において、点群データの取得と同時にカメラ画像の撮影を行う場合には留意が必要である。例えば、地上レーザ測量において、そのカメラ画像に特定の個人が識別できる形で歩行者等の写り込みが生じる場合には、当該カメラ画像が個人情報に該当するとともに、当該カメラ画像と容易に照合することが可能な状態で点群データを保有する場合には、当該点群データについても個人情報に該当することになる。<sup>4</sup>

なお、航空レーザ測量と同時に取得されるカメラ画像については、上記③の空中写真と同様に個人を識別することは困難であり、通常は個人情報に該当しない。UAV レーザ測量と同時に取得されるカメラ画像についても、極端に人に近接させる飛行、斜め向きに撮影を行う飛行を行わない限りは、個人を識別することは困難であり、個人情報に該当しないこととなる。<sup>4</sup>

##### (イ) レーザ解析データ

レーザ測量で取得した点群データやレーザ測量と同時に撮影したカメラ画像を用いて加工される樹種ポリゴン、DCHM（数値樹冠高モデル）、単木ポイント等（以下「レーザ解析データ」）については、その加工の段階において、人影等がフィルタリング処理によって除外されるなど、特定の個人を識別するような情報は含まれないことから、単体では個人情報には該当しないが、地方公共団体が森林簿・森林計画図等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合には、当該レーザ解析データは個人情報に該当すると考えられる。

なお、レーザ解析データを利用する事業者等において、地方公共団体のように森林簿・森林計画図等の他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができない場合（例えば、森林簿を保有しない場合、森林資源簿のみを保有する場合）には、地方公共団体における個人情報該当性の判断にかかわらず、当該事業者等においては、レーザ解析データに含まれる情報は個人情報に該当しないと考えられる。

### 3. 森林関連情報のオープンデータ化等における個人情報の取扱い

#### (1) 個人情報保護法における個人情報の利用目的の考え方

地方公共団体は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる（個人情報保護法第 61 条第 1 項）。また、地方公共団体は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならないとされている（同項）。さらに、地方公共団体は、「法令に基づく場合」を除き、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされている（同法第 69 条第 1 項）。<sup>2</sup>

このため、地方公共団体が保有する個人情報に該当する森林関連情報について、オープンデータ化等を行うためには、利用目的にオープンデータ化等に関する事項が含まれていることが原則である。

#### (2) 森林関連情報における個人情報の利用目的について

##### ① 森林関連情報の利用目的としてオープンデータ化等を特定し得ること

都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、地域森林計画をたてなければならない（森林法第 5 条）。地域森林計画は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることを旨としてたてられる、流域を単位とする森林の整備・保全の基本計画であり、森林所有者等の森林施業等の行為規範であることから、区域の自然的経済的社会的諸条件を踏まえて定められる。

このため、計画をたてる際には、あらかじめ、地況、林況のほか、森林の有する機能、林業の動向等について、空中写真や航空レーザ計測等の測量成果、衛星画像等を利用して調査を行い、その結果をとりまとめた森林簿を作成することとされている。森林簿は、地域森林計画作成の基礎となるものであり、市町村森林整備計画の樹立等にも活用するものであることに留意して作成することとされている。

また、調査の結果に基づき、地域森林計画の対象となる森林（以下「計画対象森林」）を定めることとなるが、計画対象森林が林地開発の許可（同法第 10 条の 2）、森林の土地の所有者となった旨の届出（同法第 10 条の 7 の 2）、伐採及び伐採後の造林の届出（同法第 10 条の 8）の対象となることを踏まえ、森林所有者等がその権原に係る森林が計画対象森林に含まれるかどうかを容易に判断できるように森林計画図を作成することとされている。<sup>5 6</sup>

都道府県知事は、地域森林計画をたてようとするときは、計画（計画書及び森林計画図）の案を公衆の縦覧に供し、利害関係者を始めとして広く国民の意見を聴くとともに、地域森林計画をたてたときは、遅滞なく公表しなければならない（同法第 6 条）。これは、地域森林計画が地域森林に関する施策の基本的な方向付けをなすものであること、計画対象森林は森林法の規制の対象となること、森林所有者等に地域森林計画を遵守すべき義務が課されること（同法第 8 条）から、地域住民をはじめとする幅広い関係者の意見を聴くだけでなく、樹立を慎重に行うとともに、内容を周知するために設けられたものである。

かかる趣旨を踏まえれば、地域森林計画の一部である森林計画図はもとより、計画作成の基礎となる森林簿等の森林関連情報についても、適正な手続の担保や幅広い関係者の森林整備への理解と参加促進の観

<sup>5</sup> 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 154 号農林水産事務次官依命通知）第 3 及び第 4

<sup>6</sup> 「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」（平成 12 年 5 月 8 日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知）第 2

点から、公開され広く提供されて然るべき情報である。

なお、地域森林計画の実施は、市町村森林整備計画や森林所有者によるこれら計画の遵守を通じて達成される。市町村森林整備計画は、市町村によってその区域内にある計画対象森林について、地域森林計画に適合したものとされてたえられる（同法第 10 条の 5）。地域森林計画が、流域を単位とする森林の整備・保全の基本計画であるのに対して、市町村森林整備計画は、市町村の区域内の個別具体の森林施業に関する基準等の意義を有するものであり、地域森林計画を実施するための計画としての性格を有している。森林所有者等には、地域森林計画と同様、市町村森林整備計画の遵守義務が課されており（同法第 10 条の 7）、伐採及び伐採後の造林届出（同法第 10 条の 8）、森林経営計画の認定等（同法第 11 条）等の仕組みを介して、市町村森林整備計画に適合した森林の施業等が確保されることとなる。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては森林簿を活用するものとされ、これを基礎として同計画において森林所有者等による森林施業等の具体の基準が定められることを踏まえれば、なおさらのこと、森林簿等の森林関連情報が公開され広く提供されて然るべきである。

以上の点を踏まえれば、地方公共団体が、個人情報に該当する森林関連情報の利用目的として、オープンデータ化等に関する事項を特定し得ると考えられる。

## ② 各地方公共団体における利用目的の記載

地方公共団体において特定した保有個人情報の利用目的は、当該保有個人情報が個人情報ファイルを構成するのであれば、個人情報ファイル簿に記載して公表することとなる（個人情報保護法第 75 条第 1 項）。

ここで、個人情報に該当する森林関連情報のオープンデータ化等を行おうとする際、既に個人情報ファイル簿が作成・公表されているものの、その利用目的としてオープンデータ化等が含まれていることが明示的に記載されていない場合も想定される。

他方、①に述べた森林関連情報の事業者等への提供については、これまで累次の森林・林業基本計画においてその方向性を明確に示してきたほか、林野庁では地方公共団体に対する通知において、森林の経営の受委託等の促進に向けて、森林関連情報のうち個人情報の第三者への提供についても、当該提供を利用目的とすることや提供の手段等について当該個人情報に係る個人が容易に知り得る状態にしておくべき旨を周知してきたところである。<sup>7</sup>

このため、森林関連情報に係る個人情報ファイル簿の利用目的において、地域森林計画事務の遂行等が位置づけられている場合には、オープンデータ化等の趣旨は既に含まれているものとして、当該趣旨が明示的に記載されていないのであれば、利用目的にオープンデータ化等が含まれていることを明示する等の対応が求められる。

---

<sup>7</sup> 「森林の経営の受委託、森林施業の集約化等の促進に関する森林関連情報の提供及び整備について」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 339 号林野庁長官通知）

## 森林関連情報の個人情報ファイル簿における利用目的の設定例

記載項目	補足説明/記載例など
個人情報ファイルの名称	●●県森林簿、●●県森林計画図
行政機関等の名称	●●県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	●●部●●課
個人情報ファイルの利用目的	① 森林法第5条に基づく、地域森林計画の策定等のため、●●県●●部局で利用する。 ② 森林法に基づく、全国森林計画や市町村森林整備計画、森林経営計画等の森林計画制度の適切な運用に向け、 <u>林野庁や市町村、林業事業体等に提供・公開する。</u>
記録項目	森林計画区、森林の所在、林班、小班、森林所有者の氏名、住所・・・
記録範囲	地域森林計画の対象となる森林の所有者
記録情報の収集方法	市町村に届出される伐採及び造林の届出及び市町村が整備する林地台帳、その他都道府県による調査等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	●●県内の市町村、林業事業体、 <u>●●県ホームページ及び●●データサイトの閲覧者等</u> （ただし、森林所有者の氏名・住所等のそれだけで特定の個人を識別できる情報については、申請に基づく提供に限る。）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（以下、省略）	

## 4. 森林関連情報のオープンデータ化等に関する個人等の権利利益保護上の取扱い

地方公共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的な考え方については、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）において、オープンデータの推進を含め、行政機関保有情報の利用・提供に関する施策を講じる旨が責務として位置付けられているほか、オープンデータ基本指針において、具体的な方向性が示されている。

オープンデータ基本指針では、公共データ（官民データ活用推進基本法第 11 条第 1 項に定める国及び地方公共団体が保有する官民データ及び同条第 2 項に定める事業者が保有する官民データのうち公益の増進に資するもの）について、政策の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とするとともに、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、オープンデータとして公開することによるリスクが想定される情報に対してオープンデータとして公開の要望があった場合はオープンデータとして公開できない理由を公表することを原則とし、地方公共団体もそれぞれについて同様に対応することが望ましいとしている。

森林関連情報についても、オープンデータ化等による社会公共の利益と影響を受ける個人等の権利利益を衡量しつつ、可能な限り多くの情報を容易に利用できるよう、次のとおり、対応することが妥当である。

### (1) 森林所有者の氏名及び住所

森林関連情報のうち森林所有者の氏名及び住所については、それをもって直ちに特定の個人を識別することができる情報であり、森林法に基づく林地台帳制度においても、「個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当ではないもの」として、当該森林の土地の所有者、隣接する森林の土地の所有者、森林経営計画の認定を受けた森林所有者等に限り提供されている<sup>8</sup>。

このことを踏まえ、森林関連情報のうち森林所有者の氏名及び住所を含むものについては、公開を行うことはなじまず、森林所有者の氏名及び住所を削除した形で公開することが妥当である。また、第三者に提供を行う場合にも林地台帳制度と同等の対応とすることが妥当である。

### (2) 林地台帳制度等において公表されている情報（林小班、地番、森林経営計画の認定状況等）

森林関連情報のうち林地台帳制度等において公表されている情報については、既に公表されている実態も考慮すると、改めて森林関連情報の一部として公開されることとなったとしても個人等の権利利益を害するおそれが小さいことに加え、森林法に基づく保安林制度、森林経営計画制度等の適正な運用に必要な情報であるなどオープンデータ化等による円滑な利用による社会的な利益が大きいため、オープンデータ等として公開や提供を行うことが妥当である。特に、林小班や地番情報については、森林簿等で整理されている当該土地又はその上の立木に対する法令上の制限等を確認するために必要な ID としての性格を有し、当該情報を削除した形での森林関連情報の公開や提供では、それを公開・提供する主旨（個人情報の利用目的）を達成できなくなることに留意し、公開することを検討する必要がある。

#### 【森林関連情報のうち林地台帳制度等で公表されている情報】

森林の所在、地番、林小班、面積、森林経営計画の認定状況、公益的機能別施業森林等、森林の種類、それらを図示した地図情報

<sup>8</sup> 森林法第 191 条の 5、森林法施行令第 10 条及び森林法施行規則第 104 条の 4 を参照のこと。

### (3) その他（資源情報等）

森林関連情報のうち(1)及び(2)に該当しない情報については、主に樹種、樹高、材積等の森林資源に関する情報であるが、これらは、リモートセンシングデータや植栽年（林齢）等の情報を元に地方公共団体が推計した情報であるとともに、個人等の財産に関する情報という性質を有している。

同様の性質を持つ公共データとして、国土交通省が都市計画法に基づく都市計画制度の推進の一環として進める 3D 都市モデル（Project PLATEAU）がある。この取組では、航空レーザ測量等から得られた建物等の形状と合わせ、名称や用途、建築年といった都市活動情報がオープンデータ化され、浸水や景観のシミュレーションなど様々な事例で活用が進められている。

資源情報等についても、森林法に基づく保安林制度、森林経営計画制度等の適正な運用に必要な不可欠な情報であるとともに、都市計画制度と同様に森林関連情報がオープンデータ等として円滑に利活用されることにより、広範な主体による情報の活用が進展することで、オープンデータ化等による影響を受ける森林所有者等を含めて、創意工夫を活かした多様なサービスの迅速かつ効率的な提供等が期待されることなどから、オープンデータ化等による社会公共の利益と比較衡量すれば、オープンデータ化等を行うことが妥当である。

#### 【(1)及び(2)に該当しない情報】

森林機能の種類、林種、樹種、林齢、樹冠疎密度、平均樹高、地位級、地利級、立地級、傾斜、伐採の方法、更新の方法、材積、成長量、施業履歴 等

### (4) 地番情報の取扱いに関する留意事項

上記(2)に基づき地番情報を公開した場合において、(1)に従い、森林所有者の氏名及び住所を非公開とした場合であっても、森林関連情報を取得した第三者が地番情報を ID として不動産登記事項証明書等から森林所有者の氏名及び住所を把握することができ、結果的に、資源情報を含め森林関連情報を個人情報として保有することが可能となる場合もある。ただし、一般的には、手数料負担を伴う不動産登記事項証明書等を取得して、森林所有者の氏名及び住所を把握する行動は、あくまでも、森林法又はそれに付帯する手続（森林経営計画作成のための経営受委託契約の締結等）が必要な場合など、当該所有者に関与する必要がある場合に限定されると考えられ、地番情報を公開することがいざ知らず不動産開発等を誘発させるなど、直ちに何人もの権利利益を害することにはならないと考えられる。もっとも、不動産開発等を目的とした森林関連情報の利用も想定されるが、所有者からの情報提供に依らず、事業者側において地番情報を ID としてあらかじめ個々の森林関連情報を確認することが可能になることで、保安林や自然公園への指定状況など法令上の制限等を把握した、より確実な行政手続の履行等を求めることが可能となり、結果的に所有者や社会公共の利益につながり得るものと考えられる。このことに関連し、森林所有者から個人情報の利用について指摘を受けた場合には、このような社会公共の利益について理解してもらえるよう丁寧に説明を行うことが重要である。他方、このようなオープンデータとして公開することによるリスクが想定され、地番情報について公開しないこととすると判断した場合は、オープンデータ基本指針にあるとおり、公開できない理由を公表するなど、情報の取扱いに対する考え方をあらかじめ整理しておくことが望ましい。

なお、地方公共団体から森林関連情報を取得した第三者が不動産登記事項証明書等から森林所有者の氏名、住所を把握し、個人情報として取り扱う場合には、個人情報保護法第 70 条に基づき、当該森林関連情報を提供する地方公共団体は、当該第三者に対して、情報の適正な管理に必要な措置を求める必要がある。そのため、利用規約等においてその旨を明らかにするとともに、当該利用規約等をオープンデータ等の掲載ウェブサイトのアクセスページに掲載するなどにより利用者への可視性を高める仕組みを講じることも重要である。

## 5. オープンデータ化を行う場合の留意事項

---

森林関連情報のオープンデータ化に当たっては、次のとおり対応することが求められる。

### (1) オープンデータ化の対象とする情報

これまで森林関連情報は、主に森林クラウドにより第三者への公開又は提供が行われてきた。

今後、ウェブサイトへの掲載によるオープンデータ化を進めるに当たっては、様々な主体によるオープンデータを活用した多様なサービスの提供促進や効率的な森林管理等の推進はもとより、森林関連情報の交付事務に要する事務負担の軽減の度合い等、それぞれの地方公共団体の状況やオープンデータ化の目的に応じて、その対象とする森林関連情報を検討、決定すべきであると考えられる。

また、公開するデータについては、オープンデータ基本指針で定められたオープンデータの定義を満たすものである必要があることに留意が必要である。

### (2) 利用ルールの在り方

オープンデータ化した森林関連情報の利用ルールについて、著作権処理や著作権の表記方法等が地方公共団体毎に異なる場合、利用者にとっては個別の権利処理の手続が煩雑となるため、統一的に運用することが望ましい。

このため、原則として営利目的も含めた二次利用を認めるものとして、国際的にも広く認知されている標準的なルールである「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際ライセンス (CC BY)」<sup>9</sup>との互換性もある、「公共データ利用規約 (第 1.0 版)」<sup>9</sup>に沿って設定することが考えられる。

具体的な利用ルールについては、データを掲載するウェブサイトに一括して表示するなど各地方公共団体の実情を踏まえた対応を行うことが望ましい。なお、利用ルールを定めるにあたっては、著作権上の取扱いに加え、森林関連情報の特殊性 (個人情報上の取扱いのほか、調査手法の技術的課題等) を留意事項として記載するなど、データ利用を巡るリスク管理に努めることが望ましい。

---

<sup>9</sup> 公共データ利用規約 (第 1.0 版) は、地方公共団体でも利用可能なものとして、令和 6 年 7 月 5 日に政府標準利用規約 (2.0 版) を改訂して定められたもので、従来のひな形方式 (ひな形を利用者が書き換えて利用) から参照方式 (共通部分は書き換えずにそのまま参照し、各機関の独自部分だけを記述) に変更されている。